

# 社団法人 森林保険協会 役員報酬規程

平成14年5月20日制定

## (総則)

第1条 社団法人 森林保険協会（以下「当会」という。）役員（非常勤を除く。

以下同じ。）に対する報酬については、この規程の定めるところによるほか、職員給与規程を準用する。

## (役員報酬の定義)

第2条 この規程による役員報酬とは、当会が役員に対し、役員としての業務執行の対価として支払うものをいう。

## (報酬)

第3条 役員は、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- (1) 専務理事 370,000円
- (2) 常務理事 350,000円

## 附 則

この規程は、平成14年5月20日から実施する。